2　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度25㎞／ｈ以下の自動車並びに次項の自動車を除く。この項において同じ。）にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版附則４の規則2.1.2.に限る。）に適合する制動装置を備えていること。ただし、貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、次項の基準に適合するものであってもよいものとする。

3　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度25㎞／ｈ以下の自動車を除く。）にあっては、別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙１の2.1.2.の規定に適合する制動装置を備えていること。

第九十四条第１項中「別添93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」に定める基準及び次項から第７項」を「次項から第５項」に改め、同条第11項から第五項までを次のように改める。

2　牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。

一　次号に定める牽引自動車以外のものに牽引される場合にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に限る。この号において同じ。）に適合すること。この場合において、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第13号の技術的な要件に適合するものとする。

イ　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき制動装置について型式の指定を受けた自動車に備える制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

二　最高速度25㎞／ｈ以下の牽引自動車に牽引される場合にあっては、同項第２号、第８号及び第10号の基準

3　最高速度25㎞／ｈ以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで第93条第５項第２号及び第４号の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

4　最高速度25㎞／ｈ以下の牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、被牽引自動車（第93条第６項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの又は保安基準第12条第２項若しくは前項に基づき主制動装置を省略したものに限る。）であって、連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、かつ、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあっては、この限りでない。

5　最高速度25㎞／ｈ以下の牽引自動車及び被牽引自動車（第93条第６項第２号ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、別添93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。

第九十四条第六項及び第七項を削る。

第百三十四条第三項第１号を次のように改める。

一　制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であること。

第百三十九条の11第11項第六号中「別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」」を「協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）」に改め、「「乗用車の制動装置の技術基準」」の下に「3.2.23.」を加え、同項第七号中「別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び」を「協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は」に、「に規定する」を「3.2.23.の規定に適合する」に改め、同項第九号中「別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に規定される、」を「協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）に適合する」に改める。

第百六十八条中「操縦装置」を「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車に備える操作装置」に改め、同条第１号中「自動車の運転に際して操作を必要とする」を削り、同条に次の11項を加える。

2　自動車（前項の自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　表１の識別対象装置欄に掲げる装置は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

イ　表１の識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示は、当該装置の表面又は当該装置と隣接した位置に配置されていること。

ロ　表１の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。

ハ　表１の識別対象装置欄に掲げる装置は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に操作できる位置に配置されていること。

ニ　表１の識別対象装置欄に掲げる装置（同表の照明欄が「要」となっているものに限る。）は、車幅灯が点灯した場合に、当該装置の識別表示も点灯すること。ただし、かじ取り装置に備える操作装置その他の操作装置にあっては、この限りでない。

二　保安基準第10条各号に掲げる装置（表１の識別対象装置欄に掲げる装置を除く。）は、前項各号に掲げる基準に適合しなければならない。

三　表２の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、前２号に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、次に掲げる基準に適合しなければならない。

イ　表２の識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示は、当該装置の表面又は当該装置と隣接した位置に配置されていること。

ロ　表２の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。

ハ　表２の識別対象装置欄に掲げる操作装置は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に操作できる位置に配置されていること。

ニ　表２の識別対象装置欄に掲げる操作装置（同表の照明欄が「要」となっているものに限る。）は、車幅灯が点灯した場合に、当該装置の識別表示も点灯すること。ただし、かじ取り装置に備える操作装置その他の操作装置にあっては、この限りでない。

ホ　表２の識別対象装置欄に掲げるテルテール（装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。以下同じ。）の識別表示及びインジケーター（計測対象の状態を表示する装置をいう。以下同じ。）の識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に識別できる位置に配置されていること。

ヘ　表２の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示は、当該装置の機能として作動状態又は異常状態を表示する場合及び点検の場合以外は点灯しないこと。

ト　表２の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示の照明は、同表の色欄に掲げる色とすること。

チ　表２の識別対象装置欄に掲げるインジケーターの識別表示は、原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、車幅灯が点灯している場合に点灯すること。